

1 本件の概要

参考

株式会社東光高岳（特定事業者） （電力機械器具等の製造販売等を営む事業者）

- 1 電力量計の取替工事（以下「本件取替工事」という。）を、個人である事業者又は資本金の額が3億円以下の事業者に委託している。

電力量計・・・電気供給会社が設置し、使用した電力量を表示し、電気料金を請求するための計量器（メーター）。計量法に基づき有効期間が設けられており、期限切れを迎えるメーターは取替えが必要。



- 2 前記1の事業者のうち、委託料を消費税を含む額で定めているもの（以下「本件事業者」という。）に対し、平成26年4月1日以後の本件取替工事の委託料について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った。
- 3 公正取引委員会が調査開始の連絡をした後、平成27年12月28日までに、消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることを本件事業者との間で合意し、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を本件事業者に対して支払った。

勧告の内容

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

本件事業者
（特定供給事業者 約100名）